

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

豊後大野市は、県の南西部に位置し、大分市、臼杵市、佐伯市、竹田市、宮崎県高千穂町及び日之影町と接している。東西に22km、南北に31km、総面積603.14km²、当市の最低地は犬飼町下津尾の大野川沿いで標高30m、最高地は祖母山山頂で標高1,756mである。

1) 洪水：ハザードマップ

当市の河川は、大野川水系で平井川、緒方川、奥嶽川、茜川、三重川、中津無礼川、奥畑川等の支流に大別される。これらは阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や滝などがみられる。

当市のハザードマップによると、三重町、朝地町及び犬飼町の各中心部では、広い範囲で0.5m～5m未満、場所によっては5m～10m未満の浸水が予想されている。

2) 土砂災害：ハザードマップ

当市の土壌は、全般的に阿蘇火砕流による火山灰土及び粘土質土壌からなっており、災害には弱い地質である

当市のハザードマップによると、朝地町及び犬飼町の中心部の広い範囲で急傾斜地崩壊危険個所に指定されている。

3) 地震：J-SHIS

当市においては、要注意断層は発見されていないが、県内には別府湾から湯布院にいたる地域に活動度が高い活断層が密に分布しており、その影響下にある。また日向灘等の海溝型地震の影響下にもある。

当市は地形的に山地が多く、起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には地震動による斜面崩壊の危険性がある。

市独自の地震ハザードマップは作成していないが、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70～80%以上の確率で発生するといわれている。市の地域防災計画では、南海トラフ巨大地震で震度6強、別府湾を震源とする地震で震度6弱の最大震度が想定されている。

4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

5) その他

市内の大野川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。近年では、平成24年と平成29年の九州北部豪雨、平成29年の台風18号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲で多大な被害を及ぼした。特に平成29年の台風18号では、人的被害に加えて、住家・非住家の床上・床下浸水被害が合計で100件以上に及んだほか、多数の農業被害や道路被害が発生するなど、広範囲にわたって甚大な被害に見舞われた。

豊後大野市防災マップ（豊後大野市ホームページ）

<https://www.bungo-ohno.jp/docs/2021033000049/>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 437人（平成28年経済センサス）
- ・小規模事業者数 1, 182人（平成28年経済センサス）

業種	事業者数		事業所の立地状況
	商工業者等	小規模事業者	
建設業	178	168	市内に広く分布
製造業	103	86	三重町芦刈工業団地の他、市内に広く分布
卸・小売業	469	349	三重町の赤嶺バイパス周辺を中心に、市内に広く分布
サービス業	473	395	市内に広く分布
その他	214	184	市内に広く分布
合計	1, 437	1, 182	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ① 国土強靱化地域計画、地域防災計画、BCP等の各計画の策定
 - ・豊後大野市国土強靱化計画：令和2年1月策定
 - ・豊後大野市地域防災計画（震災対策編）及び（風水害等その他災害対策編）：令和2年3月改訂
 - ・豊後大野市業務継続計画（BCP）：平成30年4月策定
- ② 防災ガイドブック、ハザードマップ等の作成及び周知
- ③ 防災情報の伝達として、防災行政無線と音声告知端末の整備と活用。
- ④ 防災訓練、防災講演会、地区防災講話等の実施
- ⑤ 防災士の養成及び研修、防災士会の設置支援
- ⑥ 防災備品の備蓄

当市は、食料（主食）や飲料水、毛布などの備蓄を本庁、支所の防災拠点を中心に備蓄してきたが、東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、大規模災害に対応すべく備蓄物資の品目、量、場所の充実を図っている。

⑦ 豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時の備えの必要性を認識・理解していただくため、国のBCP策定の小冊子やリーフレット等を、巡回経営指導時に配布し周知を行ってきた。また「事業継続力強化支援計画認定制度」に係る策定支援も、専門家派遣等を活用して行った。

② 事業者BCPに関する各種損害保険制度の周知

小規模事業者に対して、火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車・労災事故、賠償責任などのリスクに備える損害保険等について普及・加入推進を行っている。

③ 事業者BCP策定セミナーの開催

過去に小規模事業者向けのBCP策定セミナーの実施の実績はないが、関係機関等が主催する危機管理やBCP策定等に関するセミナーに関して周知を行っている。

④ 防災備品の備蓄

懐中電灯、ブルーシート、簡易テント、予備乾電池、工具、ゴミ袋等備蓄。不足の備品について随時確認の上、補充している。

⑤ 豊後大野市が実施する防災訓練への参加及び協力

当市が主催する防災訓練等に、当会としての参加実績はないが、会員等への参加周知等を行った。

II 課題

災害リスクが増大する一方で、地域内の各事業所では災害に備えるといった認識が未だ希薄であり、とりわけ資力や人材が不足しがちな小規模事業者では、日々の事業経営に忙殺され、災害の対策は依然として後回しにされている。事業継続力強化の必要性や、その手段としてのBCP策定の有効性について十分に周知・啓蒙し、各事業者の関心や意欲を高める必要がある。またこれを支援する当会や当市においても、罹災時、及び復興時における具体的な対策や実行手段・体制等について検討が不足している。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

(1) 地区内小規模事業者への事業者BCP策定支援の強化

地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等と連携し、小規模事業者の事業者BCP策定を強化する。

(2) 被害の把握・報告ルート作成

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。

(3) 速やかな復興支援を行うための連携体制の整備

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年6月1日～令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

本市が策定した市国土強靱化地域計画や市地域防災計画に沿って、当会と本市が連携し本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 当会の会報や、本市の市報、各ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITや

テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・ 当会において、「豊後大野市商工会事業継続計画」を作成（別添）。

③ 関係団体等との連携

- ・ 大分県等と連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

④ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認、フォローアップを行う。
- ・ 当会、当市を構成員とする「豊後大野市経営力強化支援事業推進協議会」を設置。年1回程度開催して、状況確認や計画の改善点に係る協議等行う。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 当市が実施する防災訓練や防災講演会等に積極的に参加するとともに、当会と当市間の連絡ルートの確認等を行う。
- ・ 訓練等は必要に応じて実施する。

2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることを踏まえ、下記の手順にて被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後、当会・当市ではそれぞれのBCPに従い、TEL・SNS等を利用した職員の安否確認や、業務従事の可否の判断、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認等し、商工会災害システム（全国連版）を活用し、豊後大野市、県、大分県商工会連合会及び本会本所支所間等の情報共有を図る。
- ・ 職員の安否確認は、発災後3時間以内に行う。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をせず、職員自身が進まず身の安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、豊後大野市における健康危機管理対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・ 当会・当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当会と当市の協議により決定する。
- ・ 地区内の小規模事業者等について大まかな被害状況を確認し、後述の「被害状況報告書」により1～2日以内に情報共有する。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて大分県へ報告する。

- 被害規模の目安は以下を想定。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと見なす。

- 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後の期間	共有の頻度
直後～1週間	1日に2回程度
1週間～1カ月	1日に1回程度
1カ月以降	2日に1回程度
3カ月以降	7日に1回程度

- 当市で取りまとめた「豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

◆ 被害状況報告書

町村	事業所名	住所	被害状況	現 状		被害額 (単位:万円)
				営業状況	復旧の目途	

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

① 指示命令系統・連絡体制の構築

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。

② 二次被害の防止

二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、豊後大野市災害対策本部の指示に従いながら、本会と豊後大野市商工観光課が協議のうえ決定する。

③ 被害状況の算定方法の確立・共有

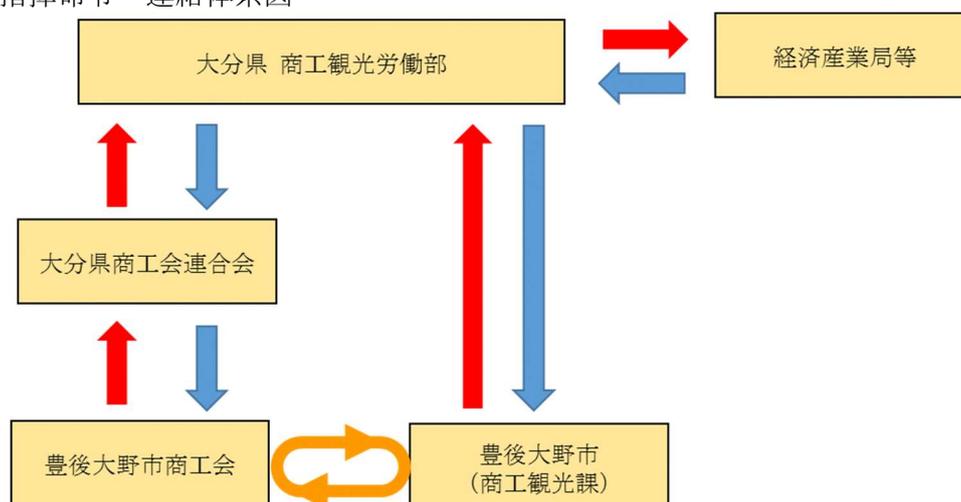
当会と当市は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市役所内の関係部署（商工観光課、防災危機管理室等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。

④ 大分県への報告

当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会または当市より大分県へ報告する。

⑤ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

◆ 指揮命令・連絡体系図



4) 応急対策時における小規模事業者に対する支援

① 相談窓口の開設

- ・ 相談窓口の開設方法について、豊後大野市と相談する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合は、それに従い特別相談窓口等を設置する。
- ・ 相談窓口の設置場所については、当会の本所及び各支所に原則設置するものとするが、罹災等により相談窓口が設置できない支所等においては、安全が確認された近隣の支所等に相談窓口を設置するものとする。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

② 被害状況の確認と支援施策の周知

- ・ 地区内の小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。状況確認の方法については、経営指導員の巡回によるものとするが、巡回ができない場合については、電話等による聞き取りによるものとする。

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内の小規模事業者へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

① 方針決定と支援の実施

大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。

② 他地域との連携

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

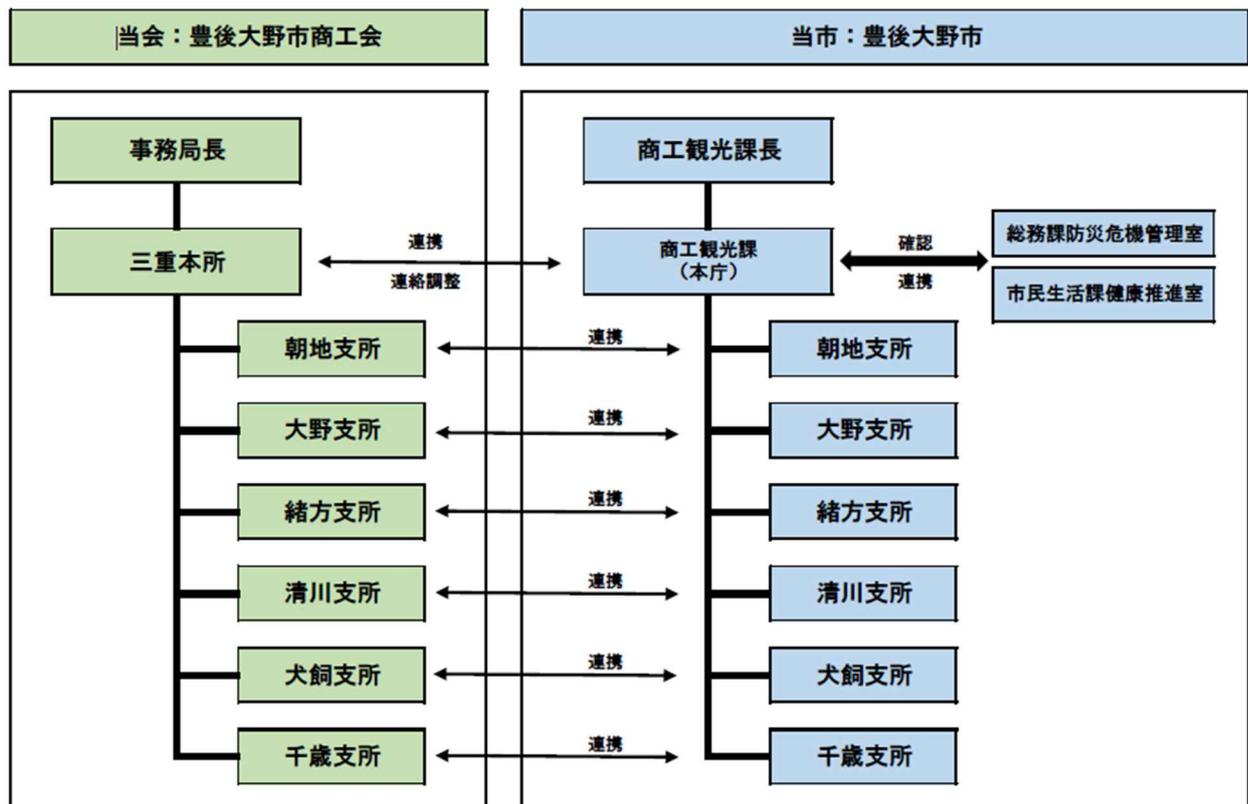
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制（令和3年4月現在）

(1) 実施体制

当会は三重本所、当市は商工観光課が各組織を代表し、連携・調整しつつ各種の事業にあたる。個々の事業実施にあたっては、各地域において当会及び当市の各支所間においても適宜連携し、効率性や効果の向上に努める。



(2) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項」に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1) 当該経営指導員の氏名
経営指導員 長野 毅生

2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ① 本計画の具体的な取組の企画や実行。
- ② 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ。
- ③ 豊後大野市経営力強化事業推進協議会の開催と、状況確認や改善点の協議（1年に1回以上）。

(3) 当会、当市の連絡先

1) 当会

豊後大野市商工会

〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場539番地

TEL : 0974-22-1193

FAX : 0974-22-5759

E-mail : info@bungo-ono.oita-shokokai.or.jp

2) 当市

豊後大野市役所 商工観光課

〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地

TEL : 0974-22-1001

FAX : 0974-22-3361

E-mail : d105030@city.bungoono.lg.jp

※上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

必要な資金の額	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	合計		250	330	330	330
専門家派遣		60	90	90	90	90
協議会運営費		60	60	60	60	60
セミナー開催費		30	30	30	30	30
パンフ・チラシ作成費		100	100	100	100	100
防災、感染症対策費			50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、豊後大野市補助金、大分県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等